

こどもまんなか  
こども家庭庁

# 「新子育て安心プラン」後の 保育提供体制について

## 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について

### 【基本的な考え方（案）】

- 待機児童は保育の受け皿整備の推進等により平成29年の26,081人から令和6年には2,567人まで減少。保育の申込者数は令和2年の28.4万人をピークに減少に転じており、出生数の減少を背景に保育ニーズは減少傾向。こうした中、様々な事情を背景に待機児童が生じる自治体がある一方で、過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下してきている自治体があるなど、保育提供体制の確保について、地域ごとに実情や課題が異なっている状況。
- 令和5年4月には「こども基本法」が施行されるとともにこども家庭庁が設置され、「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）（いずれも令和5年12月22日閣議決定）等を策定し、こども施策を強力に推進。全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことが求められる（こども基本法）中、「こども誰でも通園制度」が創設されるなど、地域で保育所等に期待される役割・機能は、保育の必要性のある家庭を支えるものから、全てのこどもと子育て家庭を支えるものへと大きく拡大。
- これまで、大きな課題となっていた待機児童に対応すべく、「新子育て安心プラン」等に基づき保育の受け皿整備（保育の量の拡大）の取組を強力に進めてきたが、今後は、①人口減少地域での保育機能の確保にも対応しながら、地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実を進めるとともに、②全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組を推進していくことが必要。あわせて、足下で保育人材の確保が課題となるとともに、今後労働力人口が減少していく中、持続可能な制度としていく上では、③保育人材の確保とテクノロジーの活用等による業務改善の取組を進めていくことが必要。
- 「新子育て安心プラン」の終期（令和6年度末）にあたり、今後、各地域において、保育所等が専門的な保育の提供やこども・子育て支援の機能を発揮し、全てのこどもの育ちが保障されるとともに、安心して子育てできる環境が確保されるよう、こうした今後の保育政策の基本的な方向性と具体的な施策について整理し、国・自治体・現場の保育所等の関係者が共通の認識の下、緊密に連携・協働して、取組を強力に推進していくこととしてはどうか。  
※待機児童については、「新子育て安心プラン」のように待機児童解消のための全国的な認可保育所等の整備目標の設定は行わないが、引き続き自治体ごとの待機児童の状況を把握し、その解消に向けて取組を進めることとしてはどうか。  
※中長期の展望を持ちながら、具体的な施策については、「こども大綱」や「こども未来戦略」（加速化プラン）の対象期間を踏まえて整理。

# 「新子育て安心プラン」後の保育提供体制について (方向性と取組例)

## 1. 地域のニーズに対応した質の高い教育・保育の確保・充実

- (例) ○地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策（計画的な施設整備や人材確保等）  
○人口減少地域における保育機能の確保・強化（多機能化や統廃合にかかる取組等）  
○保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）  
○保育の質の向上、安全安心の確保（質の確保・向上の体制整備、虐待等の防止・対応の強化等）

## 2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

- (例) ○こども誰でも通園制度の推進（制度の創設と実施体制の整備、円滑な運用や利用の促進等）  
○多様なニーズに対応した保育の充実（障害児、医療的ケア児等の受入体制の充実等）  
○家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進（相談支援、関係機関と連携した取組等）

## 3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

- (例) ○保育士等の処遇改善（民間給与動向等を踏まえた改善、処遇改善等加算等）  
○働きやすい職場環境づくり（保育補助者等の活用、保育士・事業者へのサポート充実等）  
○新規資格取得と就労の促進（新規資格取得支援、就業継続支援の充実等）  
○離職者の再就職・職場復帰の促進等（保育士・保育所支援センターの機能強化等）  
○保育DXの推進による業務改善（保育所等におけるICT化等の推進、給付・監査業務や保活の基盤整備等）

## (参考) 前回までにいただいたご意見

### 【待機児童対策について】

- ・潜在的な待機児童も含めた待機児童問題（兄弟で別の施設を利用していたり、育休退園を求められる等）も解消していくべき。
- ・都市部と地方を分けて考えるべき。都市部では現在も願った時期に入所できなかつたり、育児休業を短縮して4月に入所しようとする保護者もあり、こども誰でも通園制度のニーズにも応えられるよう、引き続き受け皿の整備をお願いしたい。

### 【人口減少地域への支援について】

- ・議論するのに十分なデータを示して欲しい。
- ・既存施設の存続を前提に新たな機能の上乗せを考えるだけでなく、施設の統廃合など量的な縮小も含めて今後の在り方を検討すべき。
- ・人口減少地域における保育士確保は喫緊の問題。保育現場の現状や意見をしっかりと聞いて、把握してほしい。
- ・利用児童が減少する中でも最低限維持できるための運営や補助の仕組みを公定価格または別の形で設けてほしい。
- ・今後のスケジュール感や具体的な方向・方策が現場でイメージしにくいので教えて欲しい。

### 【こども誰でも通園制度について】 ※制度の議論の中でいただいたご意見は除く。

- ・待機児童数や空き定員の状況、そして何より現場の保育事業者の負担や人材確保の状況を踏まえた上で、現場の自治体の実情に沿った現実的なプランを検討すべき。

### 【保育人材の確保について】

- ・人材確保は全地域的な課題であるので、待機児童がいる一部の限られた地域以外の地域に対する支援についても検討いただきたい。

### 【その他】

- ・早期の保育所利用に疑問。育休を3年までに伸ばした企業への支援などもあわせて検討していただきたい。
- ・未就学時期までの子育てプランを一緒に考えるなど、子育てのケアマネージャーの配置を検討をお願いしたい。

# 參考資料

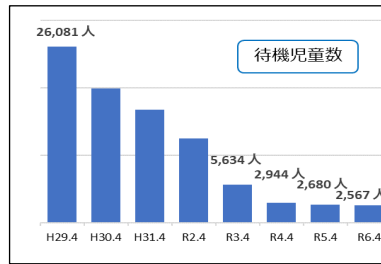
# 令和6年4月の待機児童数調査のポイント

令和6年8月30日公表資料

## ① 待機児童の状況

待機児童数：2,567人(対前年▲113人)

- ・約87.5%の市区町村(1,524自治体)で待機児童なし
- ・待機児童数が50人以上の自治体は6自治体と横ばい。(ただし、100人以上の自治体は2自治体に増加。)



待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R6年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲14	▲2	2
R5年度	1,510	225	6	0

## ② 待機児童数について

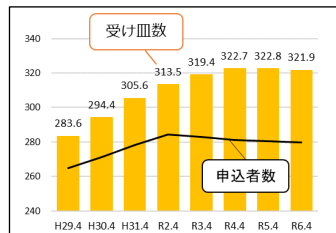
令和6年4月の待機児童数については、

- ・ 保育の受け皿拡大
- ・ 就学前人口の減少

などの要因により減少した地域がある一方で、

- ・ 申込者数の想定以上の増加による利用定員の不足
- ・ 保育士を確保できなかったことによる利用定員の減

などにより待機児童が増加した地域や、数年にわたり一定数の待機児童が生じている地域もあり、合計では2,567人(対前年比▲113人)となった。



## ③ 今後の見込み

全体的な保育ニーズ(申込者数)は減少傾向にあるが、

- ・ 女性就業率(25～44歳)の上昇傾向(R4:79.8%→R5:80.8%※)
- ・ 共働き世帯割合の増加(R4:73.7%→R5:75.6%※)

などにより保育ニーズについては引き続き注視が必要。

また、宅地開発や転入者の増加等による保育ニーズの増加や、想定外の施設の閉園等による利用定員の減少などの地域の事情についても注視が必要。

※ 総務省「労働力調査」

## 今後の取組方針

- 令和3年度からの「新子育て安心プラン」に基づき、引き続き、待機児童解消のための取組を進めていく。
- 待機児童が多い自治体に対しては、丁寧にヒアリング等を行い、各々の待機児童の解消に至らない事情に合わせて自治体と連携しながら待機児童の解消に取り組む。
- また、各年度ごとに、自治体における保育ニーズや待機児童の状況を確認しながら、保育の受け皿拡大量の見込みを把握するとともに、整備が必要な自治体に対しては引き続き、必要な受け皿の確保が進むよう支援を行うとともに、保育士の一層の業務負担軽減及び保育人材の確保を図っていく。
- 一方で、過疎地域など待機児童の少ない地域では定員充足率の低下が課題となっており、今後は、過疎地域をはじめ地域インフラとして保育所・保育機能を確保していく必要がある。そのため、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

令和6年4月調査における各自治体の保育の受け皿拡大量(R6は見込み)

	令和3年度【実績】	令和4年度【実績】
受け皿拡大量	2.5万人	0.3万人

	令和5年度【実績】	令和6年度【見込み】
受け皿拡大量	▲0.8万人	2.1万人

4か年合計の必要見込み量  
4.2万人

(参考)  
新子育て安心プラン(R2.12公表)  
約14万人

# 令和6年4月1日時点の待機児童数について

- 令和6年4月1日時点の待機児童数は2,567人（対前年▲113人）。
- 待機児童数がピークであった平成29年の26,081人から7年連続で減少しており、平成29年の10分の1以下となっている。

	待機児童数	
	4月1日時点	増減数
2013(平成25)年	22,741人	▲2,084人
2014(平成26)年	21,371人	▲1,370人
2015(平成27)年	23,167人	1,796人
2016(平成28)年	23,553人	386人
2017(平成29)年	26,081人	2,528人
2018(平成30)年	19,895人	▲6,186人
2019(平成31)年	16,772人	▲3,123人
2020(令和2)年	12,439人	▲4,333人
2021(令和3)年	5,634人	▲6,805人
2022(令和4)年	2,944人	▲2,690人
2023(令和5)年	2,680人	▲264人
<b>2024(令和6)年</b>	<b>2,567人</b>	<b>▲113人</b>

# 保育所等における都道府県別の定員充足率（5ヶ年）

- 定員充足率は全国的に逡減傾向にある。
- ただし、自治体内でも地域差があることや、年度途中の入所に対応できるように4月時点では、空きを設けている保育所もあるなど、数値だけでは各保育所の状況を判断できない等の留意が必要。

	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
全国	92.2%	90.9%	89.7%	89.1%	88.8%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
北海道	93.4%	92.3%	90.6%	89.5%	89.2%
青森県	90.5%	89.3%	87.9%	85.9%	84.7%
岩手県	91.0%	88.6%	86.7%	86.1%	85.7%
宮城県	95.7%	94.3%	93.1%	92.5%	92.9%
秋田県	87.1%	85.9%	84.1%	82.7%	82.0%
山形県	91.8%	89.6%	87.4%	85.3%	83.7%
福島県	92.9%	92.3%	91.3%	89.1%	86.7%
茨城県	91.2%	90.0%	89.1%	88.5%	88.1%
栃木県	92.8%	90.4%	88.6%	87.1%	86.8%
群馬県	93.5%	91.3%	90.5%	88.9%	88.2%
埼玉県	95.2%	93.0%	92.0%	92.2%	92.5%
千葉県	91.9%	90.1%	89.1%	89.4%	90.2%
東京都	93.3%	91.8%	90.5%	90.2%	90.4%
神奈川県	97.3%	96.5%	96.0%	96.1%	96.3%
新潟県	87.6%	85.5%	83.9%	83.7%	83.4%
富山県	86.0%	83.9%	82.6%	82.5%	81.9%
石川県	87.4%	85.6%	84.7%	83.8%	82.7%
福井県	88.0%	86.9%	84.3%	82.6%	81.9%
山梨県	83.8%	82.8%	78.5%	77.7%	76.6%
長野県	80.6%	78.8%	77.7%	76.5%	76.3%
岐阜県	83.7%	82.5%	80.6%	80.4%	80.3%
静岡県	89.9%	88.8%	87.3%	86.8%	86.7%
愛知県	83.9%	83.1%	82.0%	81.7%	81.3%
三重県	87.1%	86.9%	85.3%	85.9%	84.8%

都道府県	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
滋賀県	95.7%	93.3%	92.1%	92.1%	92.1%
京都府	96.0%	93.4%	92.2%	91.3%	90.1%
大阪府	97.1%	96.0%	95.5%	94.9%	95.2%
兵庫県	99.4%	97.6%	96.5%	95.2%	95.2%
奈良県	89.8%	89.4%	88.1%	86.8%	87.1%
和歌山県	86.6%	88.8%	88.1%	87.7%	86.7%
鳥取県	87.3%	85.8%	83.5%	82.2%	81.1%
島根県	95.0%	92.6%	91.4%	89.7%	89.2%
岡山県	94.0%	92.8%	92.4%	91.1%	90.7%
広島県	88.2%	87.0%	85.9%	84.8%	84.1%
山口県	92.4%	91.3%	90.1%	89.1%	88.9%
徳島県	90.5%	87.6%	85.9%	85.3%	83.8%
香川県	88.6%	87.4%	85.8%	84.2%	83.3%
愛媛県	90.3%	88.6%	87.4%	86.1%	84.2%
高知県	83.9%	84.1%	82.4%	81.4%	79.9%
福岡県	94.9%	93.8%	92.7%	92.4%	92.5%
佐賀県	92.8%	91.8%	90.4%	89.9%	88.8%
長崎県	96.4%	93.8%	92.0%	90.6%	90.3%
熊本県	97.2%	95.4%	93.7%	92.7%	91.8%
大分県	92.1%	91.6%	90.3%	89.6%	89.4%
宮崎県	95.4%	94.3%	92.9%	92.0%	91.4%
鹿児島県	97.7%	96.8%	94.4%	93.1%	91.1%
沖縄県	95.8%	94.6%	92.7%	91.8%	92.3%

# 地域ごとの保育所等利用状況について

- 都市部と過疎地域を比較すると、令和6年4月1日時点の定員充足率は都市部が91.6%と全国平均(88.8%)より高い一方で、過疎地域においては76.2%となっている。
- 都市部における定員充足率の推移は4年間で▲2.9%に対して、過疎地域では▲6.8%と減少幅が大きく、今後、過疎地域においては利用定員の縮小や施設の統廃合の進行が予想される。
- 今後は、地域インフラとして保育所・保育機能を確保する観点から、令和7年度予算概算要求において「過疎地域における保育機能確保・強化のためのモデル事業」の実施に必要な予算要求を行う。

## 令和6年4月1日の保育所等利用状況

	利用定員数(A)	申込者数(B)	利用児童数(C)	待機児童数(D)	定員充足率(C/A)
都市部(※)	1,849,415人	1,762,009人	1,693,702人	1,539人	91.6%
過疎地域	223,774人	172,654人	170,475人	73人	76.2%

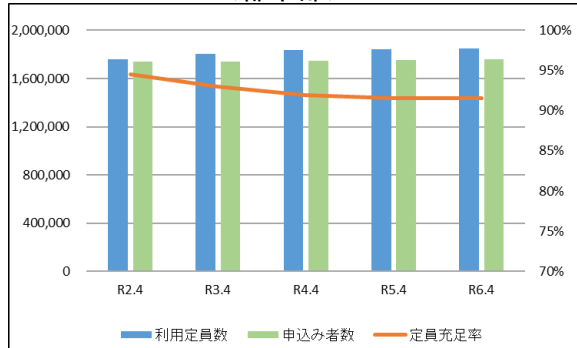
※ 都市部と過疎地域の重複自治体は過疎地に計上しているため、「保育所等関連状況取りまとめ(令和6年4月1日)」と一部異なる。

## 定員充足率の推移

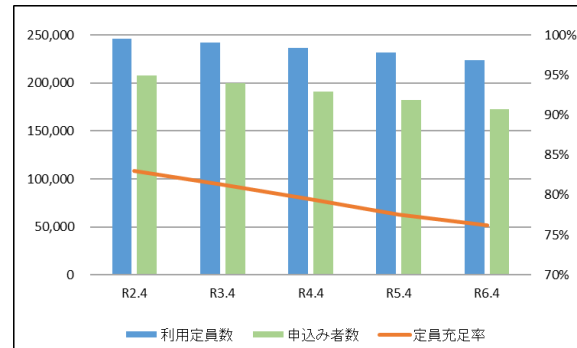
	令和2年4月	令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
都市部	94.5%	93.0%	92.0%	91.6%	91.6%
過疎地域	83.0%	81.3%	79.5%	77.5%	76.2%

## 保育の受け皿等の推移

### <都市部>



### <過疎地域>



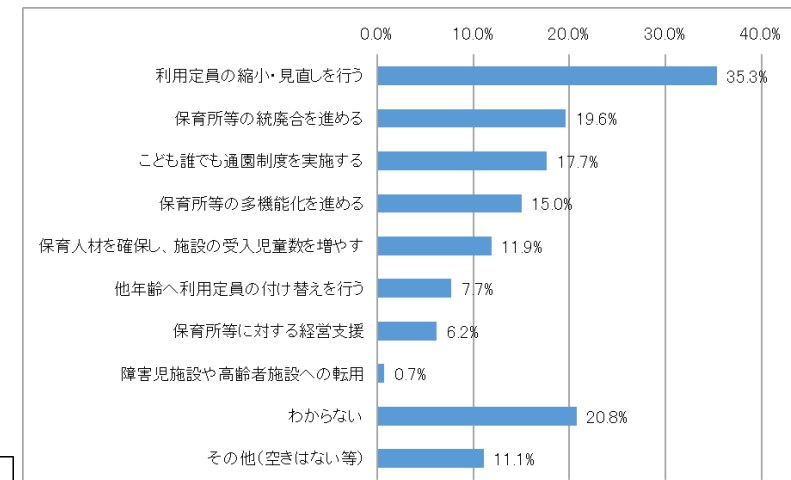
### <定義>

都市部：首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(指定都市・中核市含む)とその他の指定都市・中核市(334自治体)

過疎地域：「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」(令和3年法律第19号)に基づく「全部過疎市町村」(713自治体)

※ 埼玉県長瀬町、千葉県勝浦市など、都市部と全部過疎の両方の定義に該当する自治体は都市部には含めず、過疎地域に計上(43自治体)。

## 過疎地域における空き定員の活用方法・対策



備考) 過疎地域(713自治体)に対して空き定員の活用方法を尋ねた結果

# 待機児童解消に向けた取組の状況について

## 【保育の申込者数、待機児童数の状況】

- これまで女性就業率（25歳から44歳）は上昇しており、これに伴って申込者数も年々増加していたが、令和2年をピークに申込者数は減少に転じている。令和5年においても女性就業率は上昇（80.8%）したものの、2024（令和6）年4月時点の申込者数は減少している（約0.7万人減）。
- 2024（令和6）年4月時点の待機児童数は、2,567人となり、ピークであった2017（平成29）年の26,081人から、7年連続で減少し、待機児童数は2017年（平成29年の）10分の1以下となった。

## 【保育の受け皿拡大の状況】

- 「新子育て安心プラン」による保育の受け皿拡大量は、令和6年4月調査における市区町村の受け皿拡大量見込みを積み上げると、2021～2024（令和3～6）年度末までの4年間で約4.2万人分が拡大する見込みとなっている。
- 令和3年度からスタートした「新子育て安心プラン」に基づき、各年度ごとに、自治体における保育ニーズや待機児童の状況、保育の受け皿拡大量の見込み等を踏まえながら、引き続き、受け皿の確保が進むよう支援を行っていく。

